

今年のテーマ

誰でも どこでも いつでも
 安全を求める権利を

主なメッセージ

すべての人には安全を求める権利があります

その人が 誰でも 出身がどこでも 避難を強いられたいつでも

誰でも

故郷を追われたすべての人に対して、尊厳ある対応がなされるべきです。それが誰であろうと、いかなる信条を持っていようと、誰もが保護を求めることができます。安全を求めることは人権であり、ここに選択の余地はありません。

どこでも

どここの出身であろうと、故郷を追われたすべての人は、寛大な対応をもって受け入れられるべきです。難民の出身国はさまざまで、危険な状況から脱するために、飛行機、船、徒歩などあらゆる手段をとりますが、安全を求める権利そのものは普遍です。

いつでも

いかなる時でも、故郷からの避難を余儀なくされたすべての人は、保護を受ける権利があります。紛争、暴力、迫害など、それがどんな脅威であろうと、すべての人は保護され、安全を得る権利があります。

#難民保護の基本原則

“**#難民とともに**
 - **誰でも どこでも いつでも**
故郷を追われたすべての人を守るために



1. 庇護を求める権利

庇護を求めることは人権です。迫害、紛争、人権侵害により避難を余儀なくされた人は、他国で保護を求める権利があります。



2. 安全へのアクセス

避難を強いられたすべての人に、国境は開かれたままであるべきです。アクセスの制限や国境の閉鎖により、安全を求める人々の避難がより危険になる可能性があります。



3. 強制送還しない

自国での生活や自由が脅かされている人は、強制送還されるべきではありません。その人が故郷に戻った時にどんなリスクに直面するか、国が審査することなく強制送還を行うべきではありません。



4. 差別しない

国境での対応に差別があってはなりません。人種、宗教、ジェンダー、出身国などの要素に関係なく、すべての難民申請は公正に審査されるべきです。



5. 人道的な対応

故郷から避難を余儀なくされた人は、敬意をもって尊厳ある対応がなされるべきです。ひとりの人間として、安全かつ尊厳ある対応のもと、家族が離ればなれになることなく、人身売買のリスクから守られ、恣意的な収容も避けられるべきです。

難民保護の基本原則はなぜ大切？

故郷から避難を余儀なくされた人々の保護は社会全体の責任です。

人口や経済状況に対して、大量の難民受け入れを行っている国やコミュニティは、国際社会からの確固たる支援と連帯を必要としています。

安全を得ることは、スタートにすぎません

紛争や迫害により故郷を追われた人は、危険な状況から脱したら、心身の傷を癒やし、学び、仕事、成功を得るための機会が必要となります。また、安全かつ尊厳ある形での帰還、避難先での社会統合、最も脆弱な立場の難民に対しては、第三国定住も重要です。

これらは、難民条約、難民に関するグローバル・コンパクトでも明確に述べられています。